

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03428

研究課題名(和文) 適正手続理念と両立する被害者保護制度の探求

研究課題名(英文) Study about Victim Support and due process of law

研究代表者

水谷 規男 (MIZUTANI, NORIO)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：20211584

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、被害者保護と刑事手続における適正手続理念の両立を可能にする制度のあり方を探求した。その具体的な方法としては、文献研究に加え、被害者支援と刑事弁護の両方に携わる弁護士からの聞き取り調査を行った。また、比較法的研究の対象として韓国と台湾を選び、この2国についても弁護士からの聞き取り調査を中心とする調査を実施した。本研究によって得られた最大の成果は、近年相次いで立法が行われてきた犯罪被害者保護と刑事司法への被害者参加制度は、弁護士の職域拡大の意味を持つこと、とくに若手の弁護士には、被害者保護と刑事弁護を対立的にとらえる傾向がないことが明らかになったことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、日本、韓国、台湾において実施した弁護士インタビューにより、被害者支援に取り組む弁護士の被害者保護制度や刑事司法制度に対する意識を知ることができた。本研究では、被疑者・被告人側、被害者側の一方に偏ることなく、制度運用の実態とそれに携わる弁護士の意識を明らかにすることができた。インタビューにおいては、被害者と被告人との対立を回避するためのアイデアとして、事実認定手続と量刑手続を2分し、被害者の手続参加は後者に限定して認める制度の実現可能性についても尋ねた。これに対する反応は様々であったが、今後の検討の足掛かりを得ることはできた。

研究成果の概要(英文)：In this research, I seek to find out victim support schemes compatible with due process ideal of criminal procedure. For this purpose, I carried out interviews from lawyers in Japan, South Korea, and Republic of China(Taiwan). By these interviews, I realize that lawyers(especially young lawyers) being concerned with victim support are conscious of due process ideal for accused and his lawyer. In Japan, victim's lawyers were said to express hostilities to accused or his rights. But in this research, Korean lawyers and Taiwanese lawyers said that lawyers are dealing with both sides, and so, victim's lawyer should take into consideration about views of accused side. This is the most important point to think about Victim support schemes compatible with due process ideal.

研究分野：刑事法学

キーワード：被害者保護 被害者の手続参加 適正手続

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国においては、1980年の犯罪被害者等給付金支給法制定以降、犯罪被害者保護のための法改正が積み重ねられてきた。すなわち、2000年の「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(2007年に損害賠償命令制度を加えて「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」と改称)被害者の意見陳述制度(刑訴法292条の2)を導入した2000年の刑事訴訟法改正、被害者の手続参加の拡充を基本的施策に掲げた2004年の犯罪被害者等基本法、被害者参加人制度(刑訴法316条の33~316条の39)を設けた2007年の刑事訴訟法改正などである。2000年の刑事訴訟法改正では、刑事手続に証人等として関与する際に2次被害を受けないようにするための措置(付添いや遮へい、ビデオリンクによる尋問等)も設けられた。そして法制審議会「新時代の刑事司法特別部会」の議論を経て立案された2016年の刑事訴訟法改正でも、被害者保護の観点を含む証人保護の規定が加えられた。これらの諸立法は、被害者(団体)の要求に対して、国家的刑事司法制度を維持することを前提に、その枠内で一定の手続関与と保護を認めるという、妥協の産物であった。そして妥協の産物であるが故に、被害者の法的地位を明確にしないままに、捜査機関や裁判所の裁量の枠内で被害者やその遺族のニーズを刑事司法に取り込んできたという特徴がある。その際に用いられてきたのが、被害者は刑事手続の当事者ではないが「事件の当事者」であるというレトリックである。しかし、犯罪事件の当事者であるという事実が、なぜ民事上または刑事上の制度における特別な法的地位の根拠になるのか、という根源的な理論的課題は、明確に論じられてこなかった。

(2) そのような理論状況の下で、2013年5月に開催された日本刑法学会第91回大会において、本研究の研究代表者がオーガナイザーとなって、ワークショップ「被害者参加と損害賠償命令」を行った(刑法雑誌53巻3号155-160頁)。このワークショップでは、被害者支援の実務に携わっている弁護士から被害者支援の実情と問題点について話題提供を受け、それをもとに討論を行った。そこでの議論において確認されたのは、被害者に対する賠償制度などが十分に機能していない反面、手続参加制度(とりわけ被害者参加人に代理人弁護士がついたこと)によって、被害者に対する情報提供が充実したという意味があることであった。

(3) 公的な制度の見直しの動きとしては2007年法の見直しの要否を検討する「平成19年改正刑事訴訟法に関する意見交換会」が2013年1月から2014年7月までの間に12回開催された。これに加えて2011年6月から2014年7月までの間に30回の会議を重ねた法制審議会「新時代の刑事司法特別部会」の議論の過程では、被害者からの意見聴取も行われ、私人訴追制度の創設、被害者への情報提供の充実、弁護士による援助の拡大など、様々な意見が寄せられていた。また具体的な制度としても、被害者の捜査段階での供述を録音・録画して公判で利用する制度(いわゆる司法面接の導入)や証人となった場合の安全保護を図る制度などが議論の俎上に乗せられていた。しかし、これらの制度化はいずれも見送られた。特別部会の議論を経て行われた2016年の刑事訴訟法改正では、証人保護のための制度(遠隔地とのビデオリンク尋問、証人等の個人情報の開示制限や秘匿措置)が新たに設けられた。2016年改正で採用された制度は、いずれも被害者保護の機能を部分的には含んでいる。しかしながら2016年刑事訴訟法改正後においても、被害者の刑事司法手続における法的地位の明確化と被害者保護の実質化という理論的・制度的課題は残されたままである。

(4) また、近年の立法に対しては、弁護士の中で、刑事弁護の立場と被害者支援の立場の分断・対立が生じている。本研究の研究代表者は、2007年の法改正で導入された被害者参加人制度に関する論稿(「被害者参加人の代理人弁護士は何をするべきか」季刊刑事弁護57号(2009年1月)95-99頁)において、「刑事弁護に精通している弁護士」が被害者参加人の代理人弁護士となることで被害者の手続参加制度が刑事手続の基本的な理念を損なうものとならないようにするために重要であることを指摘した。これは被害者参加人の代理人弁護士に被害者と被告人との関係修復を目指す活動を期待する、という意味合いも含まれていた。ところが実際には、被害者支援の立場と刑事弁護の立場の分断・対立は続いている。

2. 研究の目的

(1) 上述のように、2016年の刑事訴訟法改正まで、わが国において数次にわたって進められてきた法改正によって、被害者への補償・賠償制度、刑事手続に関わることによる2次被害を防止する制度、被害者が刑事手続に参加する制度など被害者の利益の伸長を図る様々な制度が創設され、拡張されてきた。しかし、被害者の利益の伸長は、刑事手続の基本理念である手続の適正、無罪推定などの諸原則と緊張関係にあり、制度の立案過程やその運用過程において、被害者の立場と刑事弁護の立場との鋭い対立を生んできた。

そこで、以上のような経緯を踏まえて、本研究は、刑事司法手続における被害者の法的地位の問題を理論的に検討する。その前提として、現在の諸制度の運用実態を明らかにし、そこに内在する制度的課題を検討することを第一の目的とする。その際、被害者保護のための諸制度をめぐって、弁護士の中に被害者の権利擁護と刑事弁護の立場とが鋭く対立していることから、一方の立場に偏ることなく実態を明らかにするための方法として、国選弁護と被害者保護の両方を活動分野とする(総合法律支援法5条、6条参照)法テラスのスタッフ弁護士やその経験者からの聞き取り調査を実施する。

(2) 被害者保護のための制度のあり方を検討する際には、比較法的な検討も不可欠である。こ

の点については、欧米の被害者保護制度とそれらをめぐる議論について、本研究の研究者による紹介・検討を含め、相当の蓄積がある。そこで本研究では、制度の紹介や検討が十分には行われていないアジア諸国の制度に着目して比較法的検討を行うこととした。具体的には、わが国では制度化が見送られた、性犯罪や児童虐待の事件で司法面接（初期供述の正確な聴取とその録音・録画記録の利用による 2 次被害の防止）を制度化している韓国と、1998 年に包括的な被害者保護法が作られた台湾を調査対象に選んだ。この 2 国は、いずれも刑事手続法が戦前のわが国の刑事訴訟法をベースにしていたという点で共通性がある。また、欧米諸国と比べ、被害者の問題に対応する際の文化的・社会的な共通性もあると考えられるからである。

以上を踏まえて、本研究では、被害者保護と刑事弁護の立場の対立を止揚するために、現在の被害者保護制度の現状分析と比較法的な検討を踏まえて、適正手続原則などの刑事手続の基本原則と両立し得る被害者保護制度のあり方を理論的に再構築し、制度の改善に向けた提言を試みる。

3．研究の方法

被害者支援のための諸制度と刑事手続における適正手続の理念の両立の可能性を模索するため、国内調査として刑事弁護と被害者支援の両方をその職責としている法テラスのスタッフ弁護士およびその経験者からの聞き取り調査を行う。この聞き取り調査によって、わが国における被害者保護制度、とりわけ被害者の手続参加制度の実情と問題点を明らかにする。これと並行して、刑事司法制度の基本的な枠組みが我が国と共通しているアジア諸国（具体的には韓国と台湾）を比較法的な検討対象として選び、刑事弁護と被害者支援の両方の立場から活動を行っている実務家からの聞き取り調査を行う。これらの作業から、被害者保護のための諸制度の運用状況を明らかにし、それを踏まえて、理論的課題である刑事司法制度における被害者の法的地位を明確に提示する。さらに調査で得られた知見をもとに、比較法的検討を踏まえた制度改革の方向性の提示を行う。

4．研究成果

研究成果の発表については、国内外の調査結果を取りまとめた研究ノートの調査報告と、それをもとに文献研究の成果を盛り込んだ論文の執筆を予定していたが、いずれも校務の多忙もあって、2020 年 6 月時点では完成していない。そこで、文献調査及び聞き取り調査によって得られた知見を示しておくこととする。

(1) まず、現在の日本の被害者保護制度に対する弁護士の意見としては、次のようなものがあった。被害者に対する補償、賠償という経済的な面での支援については、犯罪被害者等給付金支給法による補償についての手続が不透明であることや、補償額決定についての基準が不明確であることが問題であるとの指摘があった。また、刑事手続を利用した賠償を可能にする損害賠償命令の制度について、対象事件が限定的であること、審理期日が 4 回までと限定されているため、被害者の側からは利用しにくい制度となっているとの指摘があった。その結果、賠償金の獲得が被害者の側の主たる目的である場合には、被害者支援に携わる弁護士が民事の損害賠償請求訴訟を利用することを勧めることが多い、との指摘もあった。刑事手続に関わることによる 2 次被害の問題に関しては、証人尋問などの手続に関する情報提供が十分でなく、情報提供、とりわけ刑事手続の具体的な制度に関する説明のために弁護士が被害者を支援する必要があることが指摘された。刑事手続への参加については、参加を望む被害者の意図は、必ずしも被告人の処罰の強化にあるとは限らず、被害者参加人という位置づけを与えられたことの効果である手続情報の取得や裁判の実情を知ることにある、との指摘があった。

(2) 海外調査（韓国と台湾で実施した）による成果としては、両国ともに、被害者支援を被害者保護団体と連携した弁護士が担う、という枠組みが存在することが分かった。韓国においては、性犯罪被害者に対するワン・ストップサービス（上述の司法面接の側面を有するもの）が行われているほか、日本の法テラスに類似する法律扶助協会所属の弁護士による支援が行われている。台湾においては、弁護士をその構成員に含む被害者保護のための団体と、検察庁が連携して被害者補償等の制度を運用していることが分かった。また、訪問調査時に偶然に傍聴の機会を得た形にはなったものの、被害者が原告となって刑事裁判を行う自訴の訴訟手続を管見することができた。この自訴の制度は、日本の戦前の刑事訴訟法の下では制度として存在した附帯私訴を起源とすると説明されている。しかし、台湾の自訴は、検察官の起訴した事件について、これを利用して損害賠償請求を行うものではない。被害者自身が訴追側の当事者となって刑事手続を行うもので、純粋な意味での私人訴追である。傍聴することができた事件は、家族内の紛争が刑事裁判の形になったもので、同居する家族が原告（訴追側）と被告人の立場に分かれて刑事裁判を行っている、というものであった。この自訴制度がどのような事件について、どの程度利用されているかについても興味を抱いたが、本研究ではこれを深めることはできなかった。

(3) 海外調査においては、韓国と台湾で共通する弁護士の反応があった。それは、聞き取り調査において、前提として紹介した日本における被害者支援弁護士と刑事弁護に携わる弁護士の間の対立状況を説明したときの感想である。すなわち、弁護士が被害者支援と刑事弁護の両方に携わることは当然のことであって、そのような対立状況があること自体が理解しがたい、という反応である。この反応の意味するところは、次のようなことであると推察された。すなわち、弁護士は、依頼があれば刑事弁護にも被害者支援にも関わる。その際、弁護士には法律家としての

客観性が求められるので、それぞれの事件で依頼者の権利・利益の最大化を図るためであっても、相手方の権利・利益を全く無視するような対応をすることは許されないはずだ、ということである。

実は、このような弁護士の客観性についての意識は、日本国内における調査においても、とりわけ若手の弁護士からは窺うことができた。実際、刑事弁護にも被害者支援にも熱心に取り組む弁護士が存在することも知ることができた。

(4)最後に、本研究において得られた知見を基に、提言したいと考えている制度改革の方向性について記しておきたい。それは、処罰を求める被害者の立場と、刑事責任を限定する方向で活動する刑事弁護の立場の対立が表面化しやすい手続参加制度のあり方に関するものである。国内外における弁護士からの聞き取り調査において具体的なアイデアとして意見を求めてみたこととして、罪責決定(事実認定)手続と量刑手続の二分がある。裁判員裁判の実施に当たって、裁判員の実事認定が量刑資料によって歪むことを避ける方策として、手続二分、あるいはそれを意識した審理方式が提言されたことがある。被害者の手続参加それ自体にも同じような歪みを生じさせる可能性がある。被害者が在廷することで被告人が事実を争うことをためらうという委縮効果が懸念されるだけでなく、公判手続の最初から被害者参加人が在廷し、犯罪事実について争っている被告人に対して、被害者参加人が被告人に対して有罪であることを前提にした質問をするといった事態が起こり得るからである。この手続二分の問題に対しては、聞き取り調査を行った弁護士からは、被害者側の弁護士(被害者参加人の代理人弁護士)が被害者に十分な説明を行うことで、こういった事態を防ぐ役割を果たし得る、との意見があったほかは、おおむね肯定的な反応があった。今後発表する予定の論稿においては、被害者保護と適正手続の調和を図るための制度としての手続二分を実現したうえで、被害者参加人の公判手続への参加は、量刑段階の手続に限定することを提言したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 水谷規男	4. 巻 100号
2. 論文標題 当番弁護士制度・被疑者国選弁護制度導入と刑事弁護の課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 64-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田信太郎・京明・水谷規男	4. 巻 91巻13号
2. 論文標題 学界回顧（刑事訴訟法）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 186-198
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水谷規男	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 再審請求と検察官	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 87-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水谷規男	4. 巻 90巻10号
2. 論文標題 袴田事件・確定判決からの50年を問う	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水谷規男	4. 巻 2347号
2. 論文標題 保険金目的の現住建造物放火、殺人、詐欺未遂の罪で無期懲役の確定判決を受けた2人に対し、再審で無罪を言い渡した事例 東住吉事件無罪判決	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 168-174
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 森際康友編水谷規男他37名執筆	4. 発行年 2019年
2. 出版社 名古屋大学出版会	5. 総ページ数 466頁 (329 - 338頁分担執筆)
3. 書名 法曹の倫理 (第3版)	

1. 著者名 後藤昭・白取祐司 (編) 水谷規男他12名執筆	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 1297頁 (1166-1241頁分担)
3. 書名 新・コンメンタール刑事訴訟法 (第3版)	

1. 著者名 小畑郁・江島晶子・北村泰三・立石真公子・戸波江二編、水谷規男他67名執筆	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 522頁 (270-274頁分担)
3. 書名 ヨーロッパ人権裁判所の判例	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----